

全肥商連第55回定時総会

「特別講演」

演題 「成長産業としての農業と農政」

講師 宮城大学 副学長 大泉 一貫

<プロフィール>

大泉 一貫 (おおいずみ かずぬき)

(1949年2月生まれ)

◇出身 宮城県

◇略歴 東京大学大学院修了

農学博士

宮城大学事業構想学部 学部長、研究科長 歴任

◇現職 宮城大学 副学長

◇専門 ・農業経営学、地域経済論、農業政策、食品流通事業論

◇研究 ・地域政策、地域経済活性化に関わる研究

◇活動 ・地域経済の活性化や農業経営者の成長を通じた農業の発展に取り組む。
農村地域政策の構築や農政への提言活動を展開

◇主な役職委員等

・農水省 食料・農業・農村審議会 専門委員 (03年～07年)

・内閣府 規制改革会議 地域経済・農業部会専門委員 (06年～09年)

・内閣府 経済財政諮問会議 E P A・農業ワーキング委員 (07～08年)

・内閣官房 農政改革関係閣僚会合特命チーム アドバイザー (09年)

・日本地域政策学会 会長 (06年～)

他

◇著書 「大衆消費社会の食料・農業・農村改革」(東北大学出版会)

「個の時代のむらと農」(農林統計協会)

「日本の農業は成長産業に変わられる」(洋泉社) 09年

他

成長産業としての農業と農政

宮城大学事業構想学部 大泉一貫

1, 成長産業としての農業

1, 農業構造改革を考える際の幾つかの誤解 常識への挑戦

産業 規模 業態 三つの呪縛

(1次産業衰退論、零細規模弱小論、小農家族経営時代遅れ論)

①衰退産業だからダメか?ペティクラークの法則

②規模が小さいから問題なのか? (どんなに規模拡大しても、USAやEUには勝てない)

③家族経営が問題なのか? (農業は老齢化して跡継ぎがない) (資本力のない家族経営はビジネスに向かない?)

2, 農業は衰退産業か? 世界の1次産業

(オランダ、デンマーク、スイス、フィンランド、ノルウェー等)

1次産業は衰退産業ではない→ヨーロッパの1次産業はグローバルビジネスとして展開。

情報が価値を生む(製造業:素材型から加工組立型へ)

1. 5次産業や6次産業論

脱工業化社会 情報産業 サービス産業化 ブランド化

オランダ:アールスメーア、ウエストランド、ワーゲニンゲン、

世界の農業技術、金大中政権の頃の韓国農業(98-03)01年からパプリカ輸入急増

デンマーク:MD フース、アーラフーズ、ダーニッシュクラウン

3, 農業成長県とはどういった県か? (大消費地、トヨタのあるところに最大の農業産地、生産性)

茨城3、千葉3、鹿児島3、宮崎3、愛知3、北海道2、青森2、群馬2、熊本2、新潟1、栃木1、静岡1、埼玉1、福岡1、長崎1、

●農業産出額

①北海道 10 251、②茨城 4 284、③千葉 4 216、④鹿児島 4 151、⑤宮崎 3 246、⑥愛知 3 210、
⑦熊本 3 053、⑧青森 2 828、⑨新潟 2 777、⑩栃木 2 693、

●土地生産性(面積(ha)当たり産出額(万円)(5万ha以上の都府県))

①宮崎 50.20、②愛知 50.16、③千葉 40.88、④静岡 37.27、⑤鹿児島 36.61、⑥群馬 32.86、
⑦茨城 32.81、⑧埼玉 30.11、⑨福岡 28.83、⑩長崎 26.33、

●労働生産性(農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)当たり産出額(万円))

①北海道 77.96、②宮崎 49.00、③鹿児島 45.63、④千葉 35.54、⑤愛知 32.02、
⑦群馬 31.30、⑧茨城 30.19、⑨青森 29.41、⑩熊本 28.71、

4, 農業の成長条件とは

①顧客のいないところにどんな産業も成立しない。我が国の農業は顧客志向をどこまで強められるかが重要だ(大消費地に近いか、世界に市場を求めること)。

②「脱一次産業化」の推進。つまり他の産業のノウハウを取り入れ、知識産業を目指す「融合産業化」である(知識集約産業や産業集積があり、それらと融合していること)。

③生産性向上を図るため様々な努力をすることだ。自らの農業構造を改革しようとするのがもっとも大事になる(構造改革によってムダを排し、生産性を高めること)。

5, 顧客、脱一次産業、生産性向上に配慮した農業のビジネスモデルを模索する必要がある

II、我が国農政の課題のとらえ方

1、問題意識＝農政の目標とすべきは何か？ 食料自給率か？ 農地流動化か？

私の問題意識としては、我が国の農政課題のとらえ方にこれまで難点があるという認識

農業産出額は90年から05年までの15年間でおよそ3兆円が自然減少（11兆5千億→8兆5千億）

1次産業全体では、年2%、3千億円の産出額の縮小。

これらの産業縮小が地域経済に与える影響は大きい。

逆に、成長産業になれば、地域雇用も拡大し地域定住につながり、地域経済は活性化する。

→課題は1次産業をどの様に成長軌道に乗せるか。成熟社会になればなるほど、国際競争力のある輸出産業になる力を持っている。

農業資源の最大利用、農業生産性の向上、を通じた農産物産出額の向上(＝農業所得の向上)、農業の成長産業化 →それを実現するために必要とされるもっとも重要な施策は、経営者育成策

だが、難しいのは農地利用に関する法制度とコメ政策。

担い手育成政策が、農地制度やコメ政策に抵触し経営展開が困難に

2、農業政策は92年以降、経営者育成政策に転換したが、単なる業主論と交差

1992年	「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」の農政 、 (単なる業主論からの決別)	経営政策のスタート
1993年	「経営基盤強化促進法」認定農業者制度、	
1993年	ガット・ウルグアイラウンド決着 「例外なき関税化」というWTO体制の下で、米については特例措置を選択。 MAの加重(6年間で3→5% ⇒ 4→8%)受入れ。 MA米が国内生産に影響を与えないようにする旨の閣議了解	
1995年	「食糧管理法」廃止。新食糧法制定	米政策改革のスタート
1996年	「日本農業法人協会」の結成	
1998年	米関税化 WTOへ通報 MAの加重・年増加率原則に戻る。毎年0.8%→0.4% 現在は7.2%	
1999年	「食料・農業・農村基本法(新基本法)」制定 1年後に迫ったWTO改訂交渉(ドーハ・ラウンド)に向けての農政の基本的枠組み。	
1999年	「農地法改正」農業生産法人に株式会社形態を認める	
2002年	「米政策改革大綱」	
2003年	「特区制度」による一般法人の参入	
2005年	「食料・農業・農村基本計画」制定	
2005年	「農業経営基盤促進法の改正」一般法人の参入、	
2006年	「担い手経営安定新法(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律)」 ①品目横断的経営安定対策、②米政策改革推進対策、③農地・水・環境保全向上対策 規模 個別経営4ha 集落営農20ha 米対象とせず 民が主体となる需給管理、品目横断政策による経営者政策の完成	
2007年	緊急三対策 生産調整強化。国の介入(30万トン買上げ) ※ 米価下落の真因: 価格動向に反応しない農家層の存在、リスクをとらない共計による情報	
2009年	「農地法」等抜本改正 所有から利用へ。大半の農業集落で担い手不在	
2009年	政権交代	
2010年	「食料・農業・農村基本計画」制定	
2010年	「戸別所得補償モデル事業」スタート	

3、経営者育成の数的目標を考えれば

食料・農業・農村基本計画 2005 (「農業構造の展望」2005)

2015年には、03年の産出量を維持するか右肩上がりの計画。2003年の産出額は8兆5650万円。
 同時に出された「農業構造の展望」では生産額の8割を42万の経営体が担うとしている計画であることから、15年には、1経営およそ1631万円の産出額が必要となる。

目標=課題：40万経営体の1経営2千万販売額戦略。←それが可能か？

4、実態はあまりにも遠い

1) 販売額別農家数

販売額家族経営	経営数
700万円以上	20万戸
1千万円以上	14万
1,5千万円以上	8.4万
2千万円以上	5.7万
3千万円以上	3万
5千万円以上	1万
1億円以上	2.4千
3億円以上	210

2) 水田作農家の育成目標は8万から10万戸

区分	H19(07)年						05年世界農林業センサス		2000年
	水田作付延べ	農産物販売額(粗収益)	経営費	A 水田作による所得	B 水田作付地を地代収入にした場合	農家戸数	作付延面積	環境保全取り組み農家数	
	千円		千円	千円	千円	万戸	万ha	%	
H19 水田作付延べ面積									
1.0ha 未満	46	642	706	△64	64	102.3	47.5	0.20	
1.0～2.0	143	2 085	1 632	453	200	24.6	33.2	0.25	
2.0～3.0	244	3 911	2 540	1 371	342	6.7	15.8	0.30	
3.0～5.0	392	5 749	3 830	1 919	549	3.9	14.5	0.38	
5.0～7.0	589	8 200	5 442	2 758	825				
7.0～10.0	829	10 330	7 090	3 240	1 161	2.1	14.0	0.47	
10.0～15.0	1 206	15 589	10 280	5 309	1 688			0.64	
15.0～20.0	1 761	21 706	14 397	7 309	2 465	0.7	9.6		
20.0ha以上	3 099	34 786	23 767	11 019	4 339			0.71	
						140.3	134.6		

農家以外の事業体

?

3) 65歳以上が61%という担い手構造

不可能と考えるのが普通感覚、これを可能にする政策が必要だが、せめてもの方策としては

- ①現在の農業者のエンカレッジ 総合的経営者確保対策が必要
- ②農業以外からの参入を期待せざるを得なくなった

5、農外からの参入 農業への企業参入の実態

①農業生産法人制度

90年に3816、03年に6953、08年に10519、09年11064。

99年には大企業の農業進出ブーム。

00年から容認された譲渡制限付き株式会社形態を持つ農業生産法人は、01年（統計上は02年）にすでに17社に、04年には70社、08年には約12倍の832社に増加。

当初は有限会社からの組織変更などが多かったが食品・飲料メーカーなどの農業関連会社や建設業者などの新規参入も。

②構造改革特区制度、経営基盤強化法

03年からの「構造改革特区制度」とその全国展開を目指す

05年9月施行の「改正農業経営基盤強化促進法」。500社目標 20年3月1日現在 281社

促進施策

①「特定法人貸付制度」を通じた自治体の積極的な取り組みや、

②「農商工連携法」による中小企業の農業への関心の高まり、169国会

③「改正食品リサイクル法」による農業参入の取り組み、

④「建設業者に対する事業」による建設業者の参入

これら複数の契機が互いに複相しつつ企業の参入を後押ししたのが99年以降

171国会における農地法の改正

Ⅲ、民主党戸別所得補償について

1、意図（主旨）

- ①稲作農家への赤字補填を意図、
- ②小規模層への社会保障的性格を持つ。

2、機能（主旨とは違って）

③赤字補填

→米価下落補填としてのセーフティネットとして機能する

→米価維持のための生産調整政策への参加メリットとして機能する（強制から選択制へ）。

④小規模農家への社会保障

→赤字生産の固定、制度全体としては、構造政策には中立的、大規模農家有利に働く。

3、米価

⑤「生産調整が成功するので、米価下落補填機能は必要ない」と主張し、「米価下落補填」というより「赤字補填」を強調している。

→そのため政治的争点化＝もし、下がったら政府米として買えと脅されている。

→実際には「変動部分」の支払いを準備しており米価下落のセーフティネットとしての機能を兼ね備えている。固定部分に関して、「米価下落のためのセーフティネット」であることを公言すべき（13700円が補償水準で、10アール15千円の補助金。8俵として1875円、9俵とすると1543円の下落までみており、11825円までの下落まで耐えられる制度設計と言うこと）。

（米価はいずれにしても下落する→生産調整は、強制的でも、選択制でも、生産調整政策によって米価が維持されると言うことはあり得ない。価格は下がる、そのための所得補償とさえいい。→本来の所得補償政策への回帰）

4、構造改革

⑥小規模層の対応にある種の政治的配慮が働いているため、小規模農家の赤字の固定が言われている。→規模の大きい農家や北海道などの低コスト地帯では、地代負担力が醸成され、構造政策に前向きに作用する。もともと生産費も安いし販売額も大きいだけに、競争力が強化されよう。

⑦小規模農家での構造改革抑制的作用と規模の大きい農家での構造改革促進的要素のどちらが全体として機能するのかわかりにくいが見るよりほかないが、政策体系としてみれば、低価格米生産の拡大、コメ産業における六次産業化をうたっており、構造改革が進む可能性あり。

⑧農業生産上、小規模な農家にとってはメリットがない。

稲作付け農家は、200万戸以上。内共済加入農家は180万戸、内米の販売農家は120万戸弱。120

万戸弱を超える 80 万戸の農家はいわゆる自給農家と言われているが、これらの農家の作付け米が縁故米等となって市場に出てきている。80 万戸の内 30 万戸は戸別所得補償に参加。

5, 制度の難点

- ①戸別所得補償政策はまさに「石破プラン」である。
- ②民主党の戸別所得補償は、精神としての先進国に特有の財政負担型の直接支払制度。直接支払いは、通常稲作保護を「米価維持政策」から「財政支援型」に転換するものだが、価格政策も、所得補償も行う二重の保護となっている。
- ③制度の中身は、価格政策なのか、産業政策としての経営者支援策なのか、はたまた社会保障政策なのか判然としない。
- ④本体（定額）は生産制限を前提とした「青」の政策としても、変動部分は「黄」の政策と認定される可能性がある。
- ⑤生産調整の成功はどんなことをしてもあり得ないこと。米価は下落すること。

6, 今後の展望

戸別所得補償の最大の課題は制度の持続可能性

この制度、需給調整に難点を抱え下落する可能性は非常に高い。

第一の課題は、米価に対する考え方の整理が可能か？

第二の課題は農業を成長産業に転換させる政策とのリンケージできるか。

①選択的生産調整は成功するか？

②米生産をさらに拡大するが市場が形成できるか？

③米を中心とした新規ビジネスを起こす六次産業化が可能か？

政治的プロパガンダと、実際の制度との違いを素直に認め、経営者を対象とする本格的セーフティネットとして制度設計し直すより他ない。